

南星台地区地区計画(地区整備計画)概要

地区の細区分		住宅地区	生活文化施設地区
基本となる規制等	用途地域	第一種低層住居専用地域 容積率 80% 建ぺい率 40% 外壁後退 1.5m	第二種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
	高度地区	第一種高度	第二種高度
	その他	砂防指定地あり、宅造規制区域内、法22条適用、生産緑地地区あり	
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は建築できない。	次の建築物以外は建築できない。 (1)法別表第二(イ)項第1号、第2号、第4号及び第9号に掲げるもの(長屋は建築できない。) (2)体育館 (3)博物館、その他これに類するもの (4)集会所、研修所 (5)前各号に附属するもの(法施行令130条の5各号に掲げるものを除く)
	敷地面積の最低限度	150㎡	—————
	高さの最高限度	8.5m	15m
	外壁等の位置	地区施設の計画がある場合は、計画線までの距離は、1.5m以上	—————
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺的环境を損なわないものとする。	
	かき、さくの構造	道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。 ただし、次に掲げるものは除く。 (1)高さが0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で長さが2m以下のもの	—————
地区施設	地区施設道路 9.9m 6.9m 4.95m 4.8m 3.45m 地区施設緑地		

都市計画決定

昭和61年 7月 30日

平成17年 3月 7日

平成18年 2月 3日

建築条例施行

昭和61年 7月 30日

改正条例施行

平成17年 3月 7日

改正条例施行

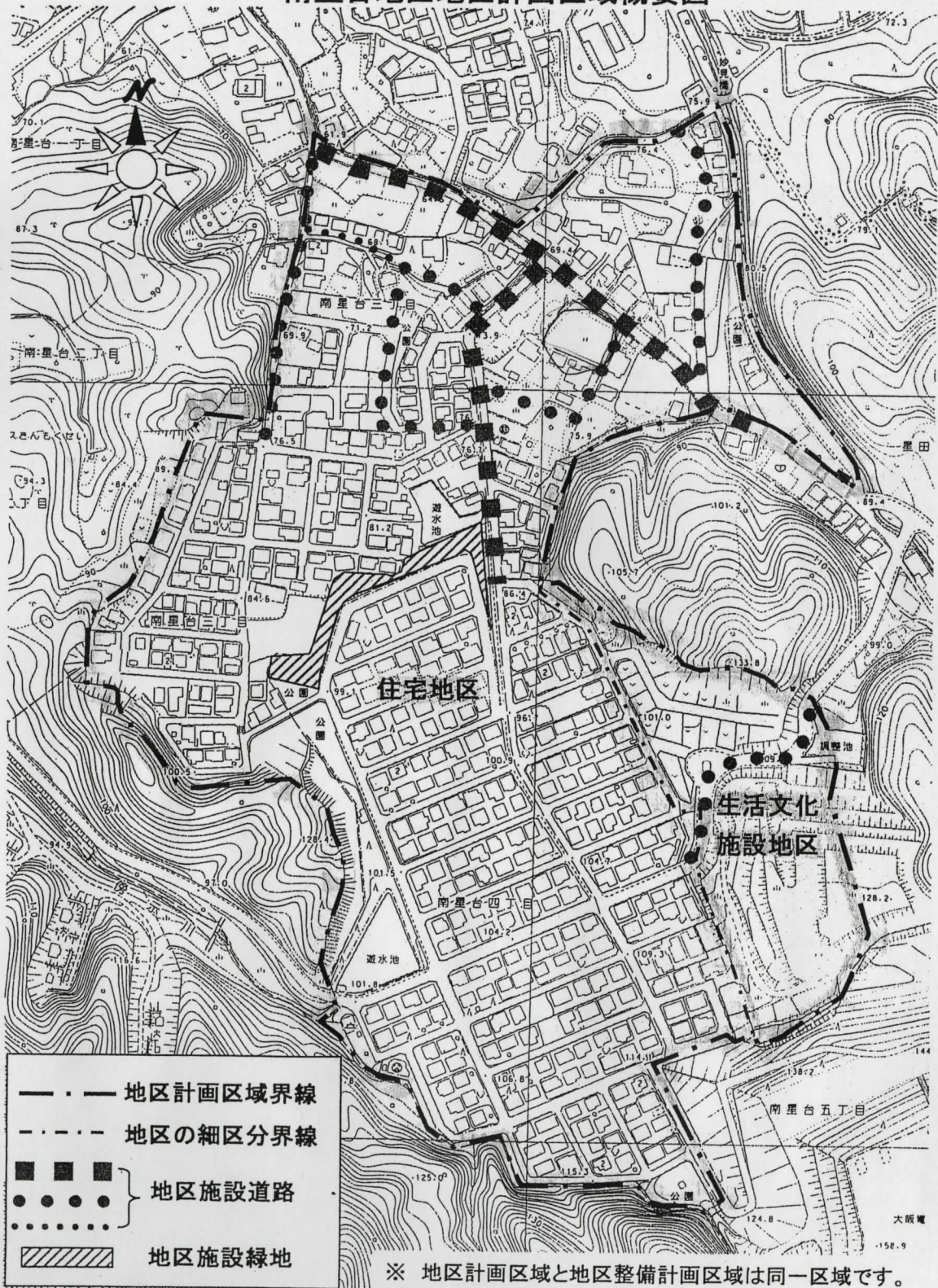
平成20年 3月 28日

改正条例施行

平成24年 6月 18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

南星台地区地区計画区域概要図



これは、地区計画区域、地区整備計画の細区分及び地区施設の概要を表示したものです。
 制限内容、区域界及び地区施設の配置の詳細については担当課にて確認して下さい。